

○浦添市行政不服審査会規程

平成29年6月1日

訓令甲第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浦添市行政不服審査会条例（平成28年条例第2号）第10条の規定に基づき、浦添市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に関し、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(会議の招集等)

第3条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開催の日時及び場所並びに議題その他必要な事項を委員に文書で通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、文書以外の方法で通知を行えるものとする。

2 会議は、会長が簡易迅速な審査のため必要があると認めるとき、又は特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。この場合において、会長は、当該審議の結果を次の会議において報告しなければならない。

(意見の陳述)

第4条 審査関係人の法第81条第3項の規定において準用する法第75条第1項本文の規定による申立ては、意見陳述申立書（様式第1号）により行うものとする。

(主張書面等の閲覧又は交付)

第5条 審査関係人の法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書（様式第2号）により行うものとする。

(調査審議の手続の非公開)

第6条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会は、法第81条第3項の規定において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述について公開することが相当であると認めるときは、当該手続を公開することができる。

(会議録の作成)

第7条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

- (2) 出席委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他会長が必要があると認める事項

2 前項の会議録には、会長及び会長が指名する委員が署名しなければならない。

(裁決書の提出の求め)

第8条 審査会は、審査庁が答申を受けて裁決をしたときは、裁決書の写しを審査会に提出するように求めるものとする。

(会長の専決事項)

第9条 会長は、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧を含む。以下同じ。）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の承認に関すること。
- (2) 答申書に誤記その他これに類する表現上の明白な誤りがあるときの更正の決定に関すること。

(書記の専決事項)

第10条 書記は、事務局の職員のうちから会長が指名するものとし、次に掲げる事務を専決することができる。

- (1) 諮問の受付並びに諮問書及び添付書類に関する補正の求めに関すること。
- (2) 審査関係人に対する申立てを行う意思の確認に関すること。
- (3) 法第81条第3項の規定において準用する法第76条の規定による主張書面又は資料の提出期限の設定及び審査関係人への通知に関すること。
- (4) 法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料の減額又は免除の決定に関すること。
- (5) 法第81条第3項の規定において準用する法第78条第2項本文の規定による主張書面若しくは資料の閲覧又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付についての提出人からの意見聴取に関すること。
- (6) 法第81条第3項の規定において準用する法第78条第3項の規定による主張書面又は資料の閲覧の日時及び場所の指定に関すること。
- (7) 法第81条第3項の規定において準用する法第79条の規定による答申書の写し

の送付及び答申の内容の公表に関すること。

(8) その他審査会の庶務に関すること。

(専決の特例)

第11条 会長は、第9条各号に掲げる事務の内容が重要かつ異例なものであると認めるときは、これを審査会に付議することができる。

2 会長は、専決した事務のうち審査会において了知しておく必要があると認められる事務については、会議に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の書記について準用する。この場合において、第1項中「第9条各号」とあるのは、「前条各号」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

意見陳述申立書

年 月 日

浦添市行政不服審査会  
会長 殿

住所  
氏名  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求の内容

- (1) 審査請求年月日
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 行政不服審査法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- ① 補佐人の同伴を必要とする理由
- ② 補佐人の住所、氏名、年齢及び職業
  - (住所)
  - (氏名)
  - (年齢)
  - (職業)

注1 法人その他の団体にあつては、住所欄に事務所の所在地を、氏名欄に名称及び代表者の氏名を記入してください。

注2 審査請求人又は参加人が補佐人に同伴を希望する場合に記入してください。

- 3 処分又は行政指導の根拠となる法令の条項（必須）
  
- 4 処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由（必須）  
（可能な限り具体的に御記入ください。）
  
- 5 その他参考となる事項  
（可能な限り具体的に御記入ください。資料があれば添付してください。）

様式第2号（第5条関係）

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

浦添市行政不服審査会  
会長 殿

住所  
氏名  
電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件に関して、貴審査会に提出された下記2の主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づき、下記3のとおり閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を求めます。

記

1 審査請求の内容

- (1) 審査請求年月日  
(2) 審査庁名  
(3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称

2 求める主張書面等の名称等

3 閲覧、交付の別

閲覧

- ・希望する閲覧の時期（ 年 月 日 時 分から）

写し等の交付

- ・希望する交付方法等（ 窓口  郵送）

注 3の「閲覧、交付の別」については、該当するものにチェックを入れてください。